

明石市骨髓等移植ドナー支援事業

骨髓移植は、白血病等の難治性血液疾患に有効な治療法で、骨髓等を提供するドナーの善意により支えられています。

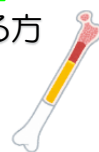
骨髓等を提供する際には、**概ね 10 日間の入通院が必要**になります。

明石市では入通院に対する精神的、身体的負担、仕事を休むことへの抵抗感や経済的不安を軽減するため、**骨髓等提供者の方に明石市骨髓等移植ドナー支援事業助成金を交付しています。**

ドナー登録できる方

骨髓・末梢血幹細胞の提供内容を十分に理解し、次の2つの条件両方に該当する方

- (1) 年齢が 18 歳～54 歳で健康な方（提供は 20 歳～55 歳）
- (2) 体重が男性 45 kg以上／女性 40 kg以上の方



助成対象

次の2つの条件両方に該当する方

- (1) 公益社団法人日本骨髓バンクが実施する骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業においてドナーとなった方
- (2) 骨髓等を提供した日が令和3年4月1日以降であり、骨髓等を提供した日及び申請日時時点で市内に住所を有する方



助成金額

次に掲げる骨髓等の提供に係る通院又は入院（骨髓等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）日数に2万円を乗じて得た額。

＊1回の骨髓等の提供につき20万円を上限とします。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための入院
- (3) 骨髓等の採取のための入院
- (4) その他、骨髓バンク又は医療機関が必要と認める通院又は入院



申請方法

申請書類を骨髓等提供日から1年以内に保健総務課窓口までご提出ください。

申請書類については明石市ホームページをご覧ください。

(<https://www.city.akashi.lg.jp/kansentaisaku/h-soumu/20210614.html>)

<問合せ先>

明石市福祉局あかし保健所 保健総務課

〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7

TEL : 078-918-5414 FAX : 078-918-5440

